

◎新潟県告示第146号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地、又は宅地建物取引業者の所在（法人である場合は、その役員）を確知できないので、当該宅地建物取引業者（法人である場合は、その役員）は、令和5年3月13日までに新潟県土木部都市局建築住宅課にその所在を申し出てください。

なお、令和5年3月13日までに申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消します。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 住所又は所在地
刈羽郡刈羽村大字割町新田874番地1
- 2 商号又は名称、代表者の氏名
有限会社くしま
取締役 浦東 寛
- 3 免許年月日及び免許証番号
令和2年12月21日 新潟県知事(4)第4752号